

## 入札公告

令和4年度データセンター誘致推進基礎調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第100条に基づき公告する。

令和4年11月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 事業年度

令和4年度

#### (2) 調達業務の名称

令和4年度データセンター誘致推進基礎調査業務委託

#### (3) 調達業務の内容

和歌山県へのデータセンター誘致に係る基礎調査業務を実施する。

仕様書のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により入札に参加する場合には、その各構成員の全てが(1)及び(3)から(5)までのすべての要件を満たし、かつコンソーシアムとして(2)の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの入札参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる必要な人材要件及び実績要件を備えていること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがその担当する業務種目について下記の要件を満たしている者であり、かつ、それらの要件の具備を合わせるとコンソーシアムとして下記の要件のすべてを備えていること。

#### ア 人材要件

データセンターの管理・運営の実務経験を3年以上有する者1名以上又はデータセンターに関する調査・誘致等の業務の実務経験を3年以上有する者1名以上。

#### イ 実績要件

直近5ヶ年において、データセンターに関する同種同規模の契約実績があること（民間実績含む）、又は自社の業務として、同種同規模の調査実績があること。その他必要な人材資格要件及び実績要件の取扱いについては、入札説明書のとおり

- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

#### (2) 期間

令和4年11月9日（水）から令和4年11月30日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

3の(1)のとおり

#### (2) 期間

3の(2)のとおり

#### (3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年11月9日（水）から令和4年11月11日（金）までの間において、和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

### 5 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

#### (1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

##### ア 場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

##### イ 期間

令和4年11月9日（水）から令和4年11月17日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁2-A会議室(本館2階)

和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和4年12月1日(木)午後2時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。また、入札保証金に係る歳入歳出外現金提出通知書兼領収書の写し又はこれに代え財務規則第86条各号に規定する担保を提出すること(入札保証金の全部を免除する場合は不要)。

(5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写し及び入札保証金に係る歳入歳出外現金提出通知書兼領収書の写し(入札保証金の全部を免除する場合は不要)を外封筒に入れ、書留郵便で令和4年11月30日(水)午後5時00分までに、和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課へ必着させること。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札候補者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札候補者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当

することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。以下「財務規則」という。）第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で 2 に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。  
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第 102 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高 3 回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6 の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2748

ファクシミリ番号 073-422-1933